第

6 2 5 9

묽



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)令和元年

8月 14日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

▲ 青色申告の簡易帳簿と保存期間

Q:パン屋さんを始めようと思っています。 青色申告を簡易帳簿でしようと思っています が、どのような帳簿が必要ですか、また、保 存期間はどうなっていますか?

A:次のようになっています。

【解説】

青色申告をする人は、原則として正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳を行わなければなりませんが、簡易帳簿で記帳してもよいことになっています。標準的な簡易帳簿の種類は次のとおりです。

- ①現金出納帳
- ②売掛帳
- ③買掛帳
- ④経費帳
- ⑤固定資産台帳

また、帳簿の保存期間は次のようになって います。

①帳簿…7年

仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、 買掛帳、経費帳、固定資産台帳など

②決算書類関係…7年

損益計算書、貸借対照表、棚卸表など

- ③現金預金取引等関係書類…7年(前々年分 所得が300万円以下の人は5年) 領収書、小切手控、預金通帳、借用書な ど
- ④その他の書類

請求書、見積書、契約書、納品書、送り状な ど

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







